

次期業務執行理事選考委員会 設置要綱

(名称)

第 1 条 本委員会は、「次期業務執行理事選考委員会」（以下「選考委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 選考委員会は、2 年に一度行われる一般社団法人宮崎県サッカー協会（以下「本協会」という。）役員改選における、業務執行理事候補者を選考する事を目的とする。

(構成)

- 第 3 条 委員は、各地区サッカー協会の理事長をもって構成し、必ずしも本協会役員（理事・監事）である必要はない。
- 2 選考委員会委員長及び副委員長は、委員の互選によって決定する。
 - 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
 - 5 委員が会議等に出席できない場合、同地区より 1 名の代理出席を求め、議決権も付与するものとする。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、役員改選の年の 1 月 1 日より次期業務執行理事陣容が決定した日までとし、その日をもって選考委員会も解散とする。

(会議)

- 第 5 条 選考委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(議事)

第 6 条 選考委員会の議事経過の要領、及び結果は議事録に記載し、これを一般社団法人宮崎県サッカー協会事務局に保存する。

(改廃)

第 7 条 本要綱の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。但し、軽微な変更等について、委員長が認めた場合は変更できるものとする。

附 則

本要綱は、2021 年 11 月 20 日から施行する。